

勤労福祉施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、勤労福祉施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 各施設の概要

ア	名 称	下関市勤労青少年ホーム
	所在地	下関市彦島老の山公園1番1号
	規 模	延床面積1,012㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	開設年	昭和48年
イ	名 称	下関市勤労者総合福祉センター
	所在地	下関市長府扇町4番10号
	規 模	延床面積1,969㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
	開設年	平成4年
ウ	名 称	下関市勤労福祉会館
	所在地	下関市幸町8番16号
	規 模	本 館：延床面積2,923㎡ 体育館：延床面積1,887㎡
	構 造	本 館：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建 体育館：鉄筋コンクリート造地上2階建
	開設年	昭和56年

(2) 指定期間

ア	下関市勤労青少年ホーム
	令和8年4月1日～令和10年3月31日

イ、ウ 下関市勤労者総合福祉センター及び下関市勤労福祉会館
令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

(3) 各指定管理候補者の概要

ア 下関市勤労青少年ホーム（公募）

名 称 一般財団法人下関市公営施設管理公社
理事長 大崎 信一

所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号 カラトピア 4 階

主な業務内容

- (ア) 下関市勤労青少年ホームの維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労青少年ホームの使用許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労青少年ホームの運営企画に関する業務
- (エ) 下関市勤労青少年ホームの管理運営に関するその他の業務

イ 下関市勤労者総合福祉センター（公募）

名 称 一般財団法人下関市公営施設管理公社
理事長 大崎 信一

所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号 カラトピア 4 階

主な業務内容

- (ア) 下関市勤労者総合福祉センターの維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労者総合福祉センターの使用許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労者総合福祉センターの管理運営に関するその他の業務

ウ 下関市勤労福祉会館（非公募）

名 称 公益財団法人下関勤労福祉振興財団
代表理事 津野 貴史

所在地 下関市幸町 8 番 1 6 号

主な業務内容

- (ア) 下関市勤労福祉会館の維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労福祉会館の使用の許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労福祉会館の管理運営に関するその他の業務

2 選定までの経緯

(1) 公募

ア、イ 下関市勤労青少年ホーム及び下関市勤労者総合福祉センター

令和 7 年 7 月 2 9 日 応募団体を募集・受付開始

令和 7 年 8 月 2 5 日 現地説明会の実施

令和 7 年 9 月 8 日 募集・受付の終了

令和 7 年 1 0 月 2 0 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市

- 商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）を開催
- 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）から下関市長が意見書を受理
- 令和 7 年 1 0 月 2 7 日 下関市が指定管理候補者を選定
- (2) 非公募
- ア 下関市勤労福祉会館
- 令和 7 年 7 月 2 9 日 非公募により申込書の受付開始
- 令和 7 年 9 月 8 日 受付終了
- 令和 7 年 1 0 月 2 0 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）を開催
- 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）から下関市長が意見書を受理
- 令和 7 年 1 0 月 2 7 日 下関市が指定管理候補者を選定
- (3) 応募資格
- ア、イ 下関市勤労青少年ホーム及び下関市勤労者総合福祉センター
- 申込みをしようとする者は、団体（以下「団体」という。）である必要があります。個人が申し込むことはできません。
- 団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことができます。ただし、単独で申し込む団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことはできません。また、1 の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。
- 申込みをしようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。下関市勤労青少年ホームの現指定管理者が申し込む場合も同様とします。
- (ア) 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (イ) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続又は会

社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

- (ウ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (カ) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (キ) インボイスの交付にあたりインボイス制度における媒介者交付特例を行うことができること（適格請求書発行事業者として登録を受けていること）又はインボイスの交付にあたり代理交付を行うことができること。
- (ク) 現地説明会に参加すること。ただし、現指定管理者が申し込む場合を除く。
- (ケ) 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を施設に常駐させること（申込団体が共同事業体である場合にあっては、資格を有している者が共同事業体のいずれかの団体に所属していること。）。
- (コ) 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が（ア）から（ク）までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
 - a 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
 - b 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時まで、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

ウ 下関市勤労福祉会館

申込みをしようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。

- (ア) 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

- (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中でないこと。
 - (ウ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去 2 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
 - (エ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - (カ) 過去 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
 - (キ) 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を下関市勤労福祉会館に常駐させること。
 - (ク) インボイスの交付にあたりインボイス制度における媒介者交付特例を行うことができること（適格請求書発行事業者として登録を受けていること）又はインボイスの交付にあたり代理交付を行うことができること。
- (4) 応募状況
- ア 下関市勤労青少年ホーム
 - 現地説明会参加団体数 1 団体
 - 申込書提出団体数 1 団体
 - ・一般財団法人下関市公営施設管理公社
 - イ 下関市勤労者総合福祉センター
 - 現地説明会参加団体数 2 団体
 - 申込書提出団体数 2 団体
 - ・応募団体 A ・一般財団法人下関市公営施設管理公社
 - ウ 下関市勤労福祉会館
 - 申込書提出団体数 1 団体
 - ・公益財団法人下関勤労福祉振興財団

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や財務又は利用に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者

総合福祉センター）において、申込団体から提出された事業計画書、収支計画書、経営状況を説明する資料等及びプレゼンテーションにより総合的に審議された結果、申込団体についての意見書が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）の委員（5人）

【学識経験者】

杉 浦 勝 章（下関市立大学副学長）委員長（※）

※ 委員長は、委員の互選により決定

【財務に関する有識者】

青 木 洋 龍（（株）日本政策金融公庫下関支店中小企業事業総括課長）

【利用に関する有識者】

徳 久 幸 美（下関公共職業安定所次長）

平 田 裕 美（山口県中小企業団体中央会連携支援部主任）

水 野 直（下関市産業振興部理事）

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、最低制限基準を60点としました。また、次の2つの条件を満たす団体を指定管理候補者として選定することを基本とし、合計点が最も高い団体を指定管理候補者として選定することとしました。なお、指定管理候補者の選定について協議の必要がある場合、選定委員会でこれを行うこととしました。

（1） 過半数の委員が最低制限基準以上の採点であること。

（2） 採点の平均が最低制限基準以上であること。

※ 詳細は、別紙1各指定管理候補者選定基準のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）採点結果

公募のイの施設については、次点を選定していないため、指定管理候補者についてのみの掲載とします。

ア 下関市勤労青少年ホーム（公募）

一般財団法人下関市公営施設管理公社

A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計点	平均点
83	76	78	65	77	379	75.8

イ 下関市勤労者総合福祉センター（公募）

一般財団法人下関市公営施設管理公社

A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計点	平均点
8 0	8 0	7 6	7 6	6 8	3 8 0	7 6 . 0

ウ 下関市勤労福祉会館（非公募）

公益財団法人下関勤労福祉振興財団

A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計点	平均点
7 2	6 2	7 5	8 3	7 1	3 6 3	7 2 . 6

（２）指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・公益財団法人下関勤労福祉振興財団への意見

人件費について、人数も含め適切な運用をするよう検討されたい。

（３）議事録（要点）

別紙２のとおり

※（１）採点結果中のＡ～Ｅ委員は、議事録中のＡ～Ｅ委員とそれぞれ同一の委員ではありません。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

- ・下関市勤労青少年ホーム（公募）
一般財団法人下関市公営施設管理公社
- ・下関市勤労者総合福祉センター（公募）
一般財団法人下関市公営施設管理公社
- ・下関市勤労福祉会館（非公募）
公益財団法人下関勤労福祉振興財団

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙３のとおり

（２）選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項各号の選定基準を満たしているため

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター、下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため

8 提案額

- ・下関市勤労青少年ホーム

2年間の平均額 21,270,000円

2年間の合計額 42,540,000円

- ・下関市勤労者総合福祉センター

5年間の平均額 25,700,000円

5年間の合計額 128,500,000円

- ・下関市勤労福祉会館

5年間の平均額 68,581,200円

5年間の合計額 342,906,000円